特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領(案)

平成 年 月 日

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県特定歴史公文書等の管理に関する条例(平成23年熊本県条例第11号。以下「条例」という。)及び熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(平成24年熊本県規則第27号。以下「規則」という。)に基づき、知事が管理する特定歴史公文書の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則第4条第1項の請求書)

第2条 規則第4条第1項の請求書は、別記第1号様式(特定歴史公文書利用請求書)によるものとする。

(規則第9条第1項の知事が定める事項等)

- 第3条 規則第9条第1項の利用の実施に関し知事が定める事項は、次に掲げる事項と する。
 - (1) 利用に供する日時及び場所
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に要する費用の額
- 2 規則第 9 条第 1 項の規定による通知は、別記第 2 号様式(特定歴史公文書利用決定通知書)又は別記第 3 号様式 (特定歴史公文書部分利用決定通知書) により行うものとする。
- 3 規則第 9 条第 2 項の規定による通知は、別記第 4 号様式(特定歴史公文書利用制限決定通知書)により行うものとする。

(利用決定等期間延長通知書)

第4条 規則第10条第2項の規定による通知は、別記第5号様式(利用決定等期間延長 通知書)により行うものとする。

(利用決定等期間特例延長通知書)

第 5 条 規則第11条後段の規定による通知は、別記第6号様式(利用決定等期間特例延 長通知書)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第6条 条例第17条第1項の規定による通知は、別記第7号様式(意見書提出機会付与 通知書)により行うものとする。
- 2 条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、別記第 8 号様式(意見書提出機会付与通知書) により行うものとする。
- 3 条例第 17 条第 3 項の規定による通知は、別記第 9 号様式(意見書提出機会付与通知書)により行うものとする。
- 4 条例第 17 条第 1 項又は第 2 項の意見書は、別記第 1 0 号様式(特定歴史公文書の利用に関する意見書)によるものとする。
- 5 条例第 17 条第 3 項の意見書は、別記第 1 1 号様式(特定歴史公文書の利用に関する意 見書)によるものとする。
- 6 条例第 17 条第 4 項の規定による通知は、別記第 1 2 号様式(特定歴史公文書の利用決定に係る通知書)により行うものとする。

(特定歴史公文書の閲覧等)

- 第7条 特定歴史公文書の閲覧(規則第12条第1項に規定する電磁的記録を用紙に出力 したものの閲覧を含む。次項において同じ。)をする者は、当該特定歴史公文書を丁寧 に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、特定歴史公文書 の閲覧を中止させ、若しくは禁止することができる。
- 3 特定歴史公文書の写しの交付(規則第12条第1項に規定する電磁的記録を用紙に出力したものの交付を含む。) するときの交付部数は、1部とする。
- 4 条例第19条に規定する特定歴史公文書の写しの作成(規則第12条第1項に規定する電磁的記録の複製物の作成並びに電磁的記録を用紙に出力したものの作成を含む。) に要する費用の額は、別表のとおりとする。
- 5 条例第19条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納しなければならない。

(条例第21条の規定による通知)

第8条 条例第21条の規定による通知は、別記第13号様式(委員会諮問通知書)により 行うものとする。

(条例第22条において準用する条例第17条第4項の規定による通知)

第9条 条例第22条において準用する条例第17条第4項の規定による通知は、別記第14号様式(条例第22条第1号に係る特定歴史公文書の利用決定等通知書)又は別記第15号様式(条例第22条第2号に係る特定歴史公文書の利用決定等通知書)により行うものとする。

(規則第15条第1項の請求書)

- 第10条 規則第15条第1項の請求書は、別記第15号様式(移管元実施機関等利用請求書)によるものとする。
- 2 前項の請求書が提出された場合における利用の決定については、別記第16号様式 (移管元実施機関等利用決定通知書)により通知するものとする。

附則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表

行政文書	写しの作成の方法	写しの作成に要する費	門
文書・図画	乾式複写機による複写(白黒) 乾式複写機による複写(カラー)	複写物1面につき 複写物1面につき	10円 30円
電磁的記録	用紙への出力 フロッピーディスクへの複製 光ディスク (CD-R) への複製 光磁気ディスク (MO) への複製 録音カセットテープへの複製 ビデオカセットテープ(VHS)への複製	出力用紙1面につき 3.5 インチ FD 1 枚につき 650MB CD-R 1 枚につき 230MB MO 1 枚につき 120 分用 1 本につき 120 分用 1 本につき	10円 50円 100円 340円 190円 270円

注:文書・図画の写しの作成における複写物及び電磁的記録における用紙は、日本工業規格A3 を最大とする。ただし、乾式複写機以外の機器で行政文書の写しを作成する場合及び電磁的記録を上記記録媒体以外の記録媒体に複製したものにおける写しの作成に要する費用の額は、当該写しの作成に要する実額とする。

特	定歴史公文書利用請求書		
熊本県知事	様	年	月 日
請求者	住 所 又 は 居 所 郵便番号 (法人その他の団体にあっては、) 主たる事務所の所在地	_	
H17.77 L1	氏 (法人その他の団体にあっては、) 名称及び代表者の氏名		
	連 絡 先 (法人その他の団体にあっては、) 担当者の氏名及び連絡先) 電話番号() –	
能士用を改立事件の答用に	明ナス久刷等15冬等1項の担字により 次の歴字歴由公立	事の利田	まきまし

熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次の特定歴史公文書の利用を請求します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称							
水める利用の方法	1 閲覧							
希望する方法を○で囲んでください。	2 写しの交付(写しの送付 希望する ・ 希望しない)							
※備考	受付年月日 年 月 日							

- (注)1 請求の目的欄は、請求された特定歴史公文書を特定する等の参考にするものであり、その記入については、請求される方の任意です。
 - 2 閲覧又は写しの交付には、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は視聴若しくは 複製物の交付を含みます。
 - 3 写しの交付の方法により利用する場合は、当該写しの作成に要する費用(写しの送付を希望される場合には、当該送付に要する費用を含みます。)を負担していただきます。
 - 4 太線内は、必ずご記入ください。また、※印の欄は、記入しないでください。

特定歷史公文書利用決定通知書

熊本県指令 第 号

住所氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその全部の利用を認める旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称						
利用に供する日時及び場所	日時 年 月 日 午前・午2	後 時					
	場所						
利用の方法							
利用に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円 円 <i>分</i>					
備考(連絡先)							

- (注)1 指定された利用に供する日時に来庁できない場合は、あらかじめ電話等で連絡して ください。
 - 2 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
 - 3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

特定歷史公文書部分利用決定通知書

熊本県指令 第 号

住所氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおりその一部の利用を認める旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

	•								
識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称								
利用に供する日時及び場所		日時		年	月	日	午前・午後	時	
		場所							
利用の方法									
利用に要する費用の額			しの作成 しの送付				郵便切手	円円分	
利用に供しないこととし にその根拠規定及び当該 する理由									
備考(連絡先)									
		•							

(教示)

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注)1 指定された利用に供する日時に来庁できない場合は、あらかじめ電話等で連絡して ください。
 - 2 特定歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
 - 3 写しの作成及び送付には、これらに準ずるものを含みます。

特定歷史公文書利用制限決定通知書

熊本県指令 第 号

住所氏名

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり全部を利用に供しない旨決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
利用に供しないことと定及び当該規定を適用	
備考 (連絡先)	

教示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

利用決定等期間延長通知書

第 号

様

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(以下「規則」という。)第10条第2項の規定により、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称					
規則第10条第1項に間	規定する期	年	月	日から		
IHJ		年	月	日まで		
延長後の期間		年	月	日から		
是 以 仮 ♥ > 朔 向	年	月	日まで			
延長の理由						
備考(連絡先)						

利用決定等期間特例延長通知書

第 号

様

年 月 目付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則(以下「規則」という。)第11条の規定により、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので通知します。

年 月 日

熊本県知事

印

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称					
規則第10条第1項に規定にする		年	月	日から		
期間		年	月	日まで		
利用請求に係る特定歴 うち相当の部分につき		年	月	日から		
をする期間	利用 伏 足 等	年	月	日まで		
残りの特定歴史公文書 用決定等をする期限	年	月	日			
規則第11条を適用す						
備考(連絡先)						

意見書提出機会付与通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県知事

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている特定歴史公文書について、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条の規定による利用請求がありました。

あなた(貴団体)は、この特定歴史公文書の利用決定等について意見書を提出することができますので、同条例第17条第1項の規定により、次のとおり通知します。

なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていただきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求に係る特定歴史公文書の名称				
識別番号				
利用請求の年月日		年	月	田
利用請求に係る特定歴史公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容				
意見書の提出先	(電話番号	클)		
意見書の提出期限		年	月	日
備考				

**	=	≠	+ =	111	1444	\wedge	7	\vdash	/工	Æп	
意	兄,	書	怩	m	機	云	17		珊	知	書

 第
 号

 年
 月

 日

様

熊本県知事

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている特定歴史公文書について、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条の規定による利用請求がありました。

あなた(貴団体)は、この特定歴史公文書の利用決定等について、意見書を提出することができますので、同条例第17条第2項の規定により、次のとおり通知します。 なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていただきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求に係る特定歴史公文書の名称				
識別番号				
利用請求の年月日	年	月	日	
利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由				
利用請求に係る特定歴史公文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容				
意見書の提出先	(電話番号)			
意見書の提出期限	年	月	日	
備考				

意見書提出機会付与通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(移管元実施機関等の長) 様

熊本県知事

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている特定歴史公文書について、熊本県行政文書等の管理に関する条例第15条の規定による利用請求がありました。

あなた(貴団体)は、この特定歴史公文書の利用決定等について、意見書を提出することができますので、同条例第17条第3項の規定により、次のとおり通知します。 なお、提出された意見書は、特定歴史公文書の利用決定等に当たり参考とさせていただきます。

また、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

利用請求に係る特定歴史公文書の名称				
識別番号				
利用請求の年月日	年	Ē	月	Ħ
利用請求に係る特定歴史公文書の利用をさせようとする理由				
利用請求に係る特定歴史公文書に付され ている条例第8条第3項の規定による意 見の内容				
意見書の提出先	(電話番号)	١		
意見書の提出期限	年	Ē	月	Ħ
備考				

特 定	歴 史 2	公文書の利用に関する	る意見書			
特 定 熊本県知事	様住法人た	所 又 は 居 所 その他の団体にあっては、 る事務所の所在地 名	る 怠 見 書 郵便番号	年 一	月	日
年月日付け	連	その他の団体にあっては、 及び代表者の氏名 絡 先 その他の団体にあっては、 者の氏名及び連絡先 号で通知のありました特定	電話番号() -	- ~ \	記の
とおり意見を提出します。		って 世知 の めり ま し に 付 た		不り用 (こ・フ(・)		
利用請求に係る特定歴史公文書	の名称 					
識別番号						
利用に関しての意見		※1 意見はない。又は支障(を2 利用されると支障(不利益)(1)支障(不利益)がある部	益)がある。	0		
		(2)支障(不利益)の具体的]内容			
連絡先 (担当課、電話番号等)						
※ 1又は2のうち該当する番号	よに〇印を	と付してください。2を選択さ	れた場合は、	支障(不利益)があ	る部

(日本工業規格A4)

分及び及びその具体的内容も記載してください。

第号年月

特定歴史公文書の利用に関する意見書

熊本県知事様

移管元実施機関等の長
印

年 月 日付け 第 号で通知のありました特定歴史公文書の利用 について、下記のとおり意見を提出します。

利用請求に係る特定歴史公文書の名称	
識別番号	
	*
	1 意見はない。
4月日に開入 マの辛日	2 意見がある。
利用に関しての意見	(1)意見がある部分
	(2)意見に係る具体的内容
連絡先 (担当課、電話番号等)	

※ 1又は2のうち該当する番号に○印を付してください。2を選択された場合は、意見がある部分 及びその具体的内容も記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

(反対意見を提出した第三者) 様

熊本県知事

印

特定歴史公文書の利用決定について(通知)

(あなた、貴団体)から 年 月 日付けで「特定歴史公文書の利用に関する意見書」の提出がありました特定歴史公文書については、下記のとおりその 全部 を利用させる旨の決定をしましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第17条第4項の規定により通知します。

記

1 利用させる特定歴史公文書 の名称及び識別番号						
2 利用決定等をした特定歴史 公文書に記載されているあな た(貴団体)に関する情報の 内容						
3 利用させる理由						
4 利用決定等の通知	年	月	日付け熊本県指令	第	号	
5 利用させる日						
6 利用させないこととした部 分						
7 備考						

(教示)

この通知に係る利用させる旨の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して異議申立てをすることができますが、利用にさせる日の前日までに異議申立てがないときは、利用にさせることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る利用させる旨の決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

 第
 号

 年
 月

 日

(異議申立人等) 様

熊本県知事

委員会諮問通知書

年 月 日付け 第 号の特定歴史公文書の利用決定等に対する異議申立てについては、次のとおり熊本県行政文書等管理委員会に諮問しましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第21条の規定により、通知します。

1 異議申立てに係る特定歴史 公文書の名称及び識別番号	
2 異議申立てに係る利用決定 等	
3 異議申立て日	年 月 日
4 異議申立ての趣旨	
5 諮問年月日	年 月 日
6 備考	

別記第14号様式(第9条関係)

条例第22条第1号に係る特定歴史公文書の利用決定等通知書

(異議申立てをした第三者) 様

熊本県知事	印
	⊢ 11

年 月 日付けで異議申立てのありました特定歴史公文書について、次のとおりそ 全部 の を利用させることと決定しましたので、熊本県行政文書等の管理に関する条例第 一部

22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

なお、この通知に係る利用決定等の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

1 利用させる特定歴史公文書 の名称及び識別番号						
2 利用決定等をした特定歴史 公文書に記載されているあな た(貴団体)に関する情報の 内容						
3 利用させる理由						
4 利用決定等の通知	年	月	日付け熊本県指令	第	号	
5 利用させる日						
6 利用させないこととした部 分						
7 備考						

別記第15号様式(第9条関係)

条例第22条第1号に係る特定歴史公文書の利用決定等通知書

 第
 号

 年
 月

 日

(反対の意思表示をした第三者) 様

熊本県知事

年 月 日付けで利用に反対する意思の表示のありました特定歴史公文書について、 全部 次のとおりその を利用させることと決定しましたので、熊本県行政文書等の管理 一部

条例第22条において準用する同条例第17条第4項の規定により、通知します。

なお、この通知に係る利用決定等の取消の訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

1 利用させる特定歴史公文書 の名称及び識別番号						
2 利用決定等をした特定歴史 公文書に記載されているあな た(貴団体)に関する情報の 内容						
3 利用させる理由						
4 利用決定等の通知	年	月	日付け熊本県指令	第	号	
5 利用させる日						
6 利用させないこととした部 分						
7 備考						

	移	管	元	実	施	機	関	等	利	用	請	求	書				
熊本県知事			様											年	月	ŀ	3
			杉	 多管テ		恒機 [関等の)名称	东								
			序	「属長	長名											印	
			稍	哉・日								直道	通・内線				
		ı n) -					12 M		(,l., , , , , , , , , , , , , , , , , , , 			⊢ - 1			4 - 4 - 4 \	HH)	
熊本県行政文書等の管 規則第15条の規定によ													呆存、利用	月及び廃	乗に	関する	5

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称
請求の目的	
求める利用の方法 希望する方法を○で 囲み、必要な事項を 記入してください。	1 原本の貸し出し 返却予定日 年 月 日(日間) 2 閲覧
※ 備 考	受付年月日 年 月 日 本人確認の方法

- (注)1 請求書に所属長の公印を押印するか、又は利用時に、利用する者の職員証をご提示ください。
 - 2 太線内は、必ずご記入ください。また、※印の欄は、記入しないでください。
 - 3 貸し出しを受ける場合、丁寧に取り扱うとともに損傷しないようご注意ください。
 - 4 貸し出しを受ける場合、返却日は、必ず守ってください。

移管元実施機関等利用決定通知書

移管元実施機関等の長 様

年 月 日

印

熊本県知事

年 月 日付けで請求のありました特定歴史公文書の利用については、熊本県行政文書等の管理に関する条例第30条並びに熊本県特定歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則第15条の規定により、次のとおり利用を認める旨決定しましたので、通知します。

識別番号	目録に記載された特定歴史公文書の名称	決定の内容
	1 原本の貸し出し	
利用の方法	返却予定日 年 月 日(日間)	
	2 閲覧	

- (注)1 利用に際しては、丁寧に取り扱うとともに損傷しないようご注意ください。
 - 2 貸し出しを受ける場合、返却日は、必ず守ってください。